

堺市定額減税調整給付金の支給について

堺市では、物価高騰対策として令和 6 年 6 月から始まった所得税・住民税の定額減税において、所得税と個人住民税から減税しきれないと見込まれる方に堺市定額減税調整給付金を支給します。

また、コールセンター及び各区役所の手続き支援窓口で、相談に対応します。

1 堺市定額減税調整給付金の概要

(1) 対象者

納税者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和 6 年に入手可能な課税情報を基に算出された当該者の「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）」又は「令和 6 年度分個人住民税所得割額」を上回る方

※納税者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える方は対象外です。

※所得税額と定額減税前の個人住民税所得割額ともに税額がない方は対象外です。

(2) 定額減税可能額

所得税分：3 万円×減税対象人数

個人住民税所得割分：1 万円×減税対象人数

※減税対象人数…納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16 歳未満扶養親族を含む）の数

※国外に居住している控除対象配偶者、扶養親族は対象外となります。

(3) 給付額

①所得税分控除不足額＋②個人住民税所得割分控除不足額の合計額＝調整給付額（1 万円単位切上げ）

①＝所得税分定額減税可能額－令和 6 年分推計所得税額

②＝個人住民税所得割分定額減税可能額－令和 6 年度分個人住民税所得割額

※所得税は令和 5 年分所得税額を用いて令和 6 年分所得税額を推計しています。

※令和 6 年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足が生じる場合には令和 7 年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

(4) 支給手続き

調整給付の対象となる方には、7 月 18 日（木）に、市から「堺市定額減税調整給付金 支給確認書」を郵送します。支給確認書に振込口座等の必要事項を記載のうえ返送していただくか、堺市電子申請システムから申請してください。

(5) スケジュール

令和 6 年 7 月 18 日（木） 「支給確認書」を発送、申請受付開始

7 月下旬 支給開始

9 月 30 日（月） 受付終了（当日消印有効）

※詳細な情報については随時更新しますので、以下の堺市ホームページをご覧ください。

堺市ホームページ【定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）について】

URL : https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/teigakugennzei_tyouseikyufu.html

2 堺市定額減税調整給付金コールセンター

(1) 受付時間

午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 問い合わせ先

電話：0120-829-800、ファックス：0120-815-502

(3) 受付内容

給付金の手続き等に関するお問い合わせなど

3 堺市定額減税調整給付金手続き支援窓口

(1) 設置場所

| 施設 | 所在地 |
|-------------|----------------------|
| 堺区役所 本館 2 階 | 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 |
| 中区役所 2 階 | 堺市中区深井沢町 2470 番地 7 |
| 東区役所 1 階 | 堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1 |
| 西区役所 1 階 | 堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地 |
| 南区役所 1 階 | 堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号 |
| 北区役所 2 階 | 堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号 |
| 美原区役所 1 階 | 堺市美原区黒山 167 番地 1 |

(2) 受付時間

午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 支援内容

給付金制度のご案内、支給確認書の作成補助、添付書類の説明等

※支給確認書等の受付は行いません。

※電話やメールによるお問い合わせは受け付けていません。

| | |
|----------------------------|---|
| 問 い 合 わ せ 先 | 担 当 課：総務局 行政部 総務課 電 話：072-228-7010 ファックス：072-222-0536 |
|----------------------------|---|